

東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

東大和市地区計画区域内建築条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「平成21年東大和市告示第2号」を「令和5年東大和市告示第11号」に改める。

別表第2の6の項を次のように改める。

6 向原団地地区整備計画区域

地区	建築物の用途の制限	容積率の最高限度	建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
複合住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 共同住宅 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 3 法第48条第3項の許可を受けたもの 4 前3号の建築物に附属するもの	—	—	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線、地区施設境界線又は隣地境界線までの距離は、立川都市計画向原団地地区地区計画の計画図3に示す壁面の位置の制限に係る距離以上とする。	—	—	道路に面して設ける建築物に附属する塀（法令の制限等により設置するものを除く。）の高さは、1.5メートル以下とする。ただし、道路面（土地の形質上、土留壁を設置する必要がある敷地については、敷地地盤面）から0.6メートルを超える部分を網状その他これに類するものとしたものに限る。
住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 共同住宅 2 集会所 3 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 4 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 6 前各号の建築物に附属するもの							

創出用地地区 A

次に掲げる建築物以外の建築物

- 1 学校
- 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物
- 3 東大和市街づくり条例（平成22年条例第17号）第38条第2項の規定に基づく協議により整備する建築物
- 4 前3号の建築物に附属するもの

道路に面して設ける建築物に附属する塀（法令の制限等により設置するものを除く。）の高さは、2メートル以下とする。ただし、道路面（土地の形質上、土留壁を設置する必要がある敷地については、敷地盤面）から0.6メートルを超える部分を網状その他これに類するものに限る。

創出用地地区B	—					道路に面して設ける建築物に附属する塀（法令の制限等により設置するものを除く。）の高さは、1.5メートル以下とする。ただし、道路面（土地の形質上、土留壁を設置する必要がある敷地については、敷地地盤面）から0.6メートルを超える部分を網状その他これに類するものに限る。
---------	---	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。